

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表

○ 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（転出地市町村長から転入予定地市町村長への通知事項）</p> <p>第二十四条の三 法第二十四条の二第三項に規定する政令で定める事項は、法第七条第一号から第五号まで、第八号の二及び第十三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>（転出地市町村長から転入予定地市町村長への通知事項の保存期間）</p> <p>第二十四条の四 法第二十四条の二第四項に規定する政令で定める期間は、同条第三項の規定による通知があつた日から、同項の規定により通知された転出の予定年月日から三十日を経過した日までの期間とする。</p> <p>（氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載等）</p> <p>第三十条の十四 （略）</p> <p>2 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、氏に変更があつた者に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める旧氏をその者に係る住民票に記載をしなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 氏に変更があつた者が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入</p>	<p>（転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項）</p> <p>第二十四条の三 法第二十四条の二第四項に規定する政令で定める事項は、法第七条第一号から第五号まで、第八号の二及び第十三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第三十条の十四 （略）</p> <p>2 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、氏に変更があつた者に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める旧氏をその者に係る住民票に記載をしなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 氏に変更があつた者が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入</p>

届をした場合において、法第二十四条の二第三項又は第六項の規定によりその者の旧氏が通知されたとき 当該旧氏

3～7 (略)

(外国人住民の通称の住民票への記載等)

第三十条の十六 (略)

2 (略)

3 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称を当該外国人住民に係る住民票に記載をしなければならない。

一 (略)

二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第三項又は第六項の規定により当該外国人住民の通称が通知されたとき 当該通称

4～8 (略)

(外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項の住民票への記載等)

第三十条の十七 (略)

2 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称の記載及び削除に関する事項を当該外国人住民に係る住民票に記載をしなければならない。

一 (略)

二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第三項又は第六項の規定により当該外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項が通知されたとき 当該通称の記載及び削除に関する事項

届をした場合において、法第二十四条の二第四項の規定によりその者の旧氏が通知されたとき 当該旧氏

3～7 (略)

(外国人住民の通称の住民票への記載等)

第三十条の十六 (略)

2 (略)

3 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称を当該外国人住民に係る住民票に記載をしなければならない。

一 (略)

二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第四項の規定により当該外国人住民の通称が通知されたとき 当該通称

4～8 (略)

(外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項の住民票への記載等)

第三十条の十七 (略)

2 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称の記載及び削除に関する事項を当該外国人住民に係る住民票に記載をしなければならない。

一 (略)

二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第四項の規定により当該外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項が通知されたとき 当該通称の記載及び削除に関する事項

3 (略)

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第三十一条 (略)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項及び次条において「指定都市」という。)について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第二十四条の二第三項	受けた市町村長	受けた市町村長(指定都市にあつては、区長)	受けた市町村(指定都市にあつては、区)
第二十四条の二第五項	(略)	(略)	係る市町村
第二十四条の二第七項	受けた市町村長	受けた市町村長(指定都市にあつては、これらの規定による転出届を受けた区長の置かれた区の属する市の市長)	

3 (略)

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第三十一条 (略)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項及び次条において「指定都市」という。)について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第二十一条の三第一項(新設)	市町村が市町村の市町村長	区が区の区長	市町村が市町村の市町村長
第二十四条の二第三項	受けた市町村長	受けた市町村長(指定都市にあつては、区長)	受けた市町村長又は転入地市町村長
第二十四条の二第五項	転入地市町村長又は転出地市町村長	転入地市町村長(指定都市にあつては、市長。以下この項において同じ。)又は転出地市町村長(指定都市にあつては、市長。以下	

(略)			
(略)	転入予定地市町村長 又は 転入地市町村長又は転 出地市町村長	転入予定地市町村長 (指定都市にあつて は、市長) 転入地市町村長(指定 都市にあつては、市 長。以下この項におい て同じ。)又は転出地 市町村長(指定都市に あつては、市長。以下 この項において同 じ。) (略)	
(略)			この項において同 じ。) (略)